



令和7年度 国産材の安定供給体制の構築に向けた中央需給情報連絡協議会

取引適正化に向けて

— 優越的地位の濫用（独禁法）と^{トリテキ}取適法 —

優越的地位の濫用（独占禁止法）と取適法の関係

	優越的地位の濫用（独禁法）	取適法
位置付け	<ul style="list-style-type: none">● 公正かつ自由な競争を促進することを目的とした独占禁止法のうち、不公正な取引方法の1類型として規定	<ul style="list-style-type: none">● 独占禁止法の特別法として、受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を目的● 独占禁止法に比べて、簡易・迅速な処理
対象取引	<ul style="list-style-type: none">● あらゆる取引が対象	<ul style="list-style-type: none">● 対象取引を限定<ul style="list-style-type: none">① 取引の内容（製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託・特定運送委託）② 規模の基準（資本金又は従業員）
規制内容	<ul style="list-style-type: none">● 優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与えること（濫用行為）を禁止● ポイント<ul style="list-style-type: none">・ 優越的地位にあるか（個別判断）	<ul style="list-style-type: none">● 親事業者と下請事業者の取引において、親事業者の義務や禁止行為を規定● ポイント<ul style="list-style-type: none">・ 取引内容と規模基準で適用を判断

優越的地位の濫用規制
(独禁法)

取適法

※両法の適用がある場合は取適法を優先

優越的地位の濫用規制

優越的地位の濫用（独占禁止法）

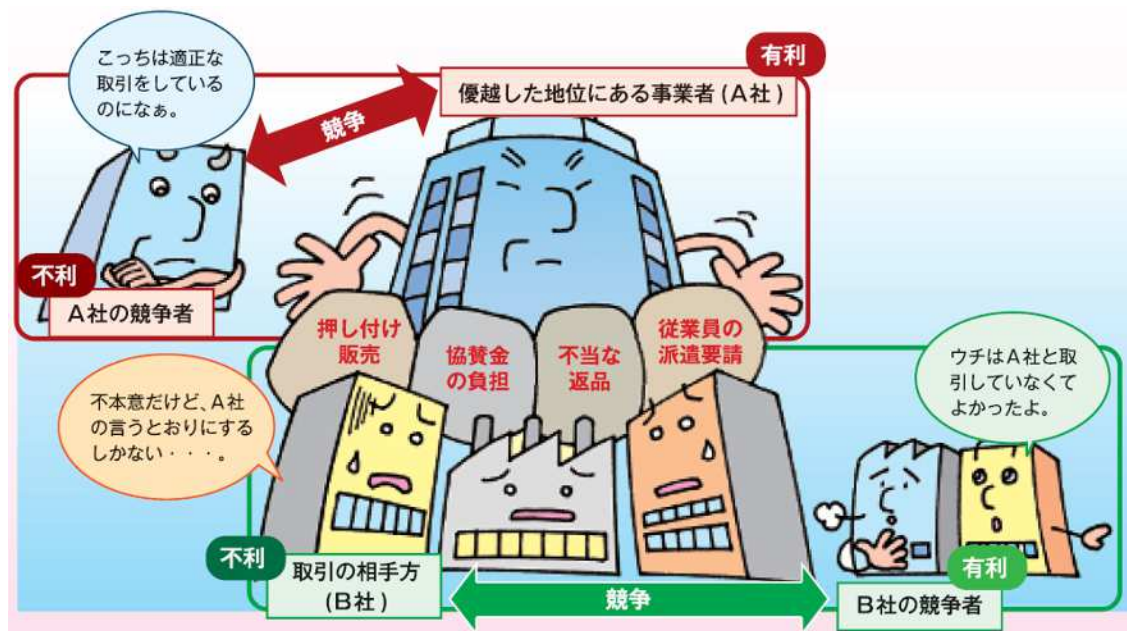
優越的地位の濫用とは

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。

◆ 規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



優越的地位の濫用（独占禁止法）

優越的地位



正常な商慣習に
照らして不当に



濫用行為



優越的地位の濫用

- 取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、著しく不利益な要請等を行っても受け入れざるを得ない関係

- 「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるもの
- 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることとはならない

①～④を総合考慮

- ① 取引依存度
- ② 市場における地位
- ③ 取引先変更の可能性
- ④ 取引必要性を示す具体的事実

正常な商慣習に照らして不当



公正な競争を阻害するおそれがある場合

- ① 購入・利用強制
- ② 協賛金等の負担の要請
- ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤ 受領拒否
- ⑥ 返品
- ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額
- ⑨ 取引の対価の一方的決定
- ⑩ やり直しの要請
- ⑪ その他

優越的地位の濫用（独占禁止法）

購入・利用強制	取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること
協賛金等の負担要請	決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること（取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等）
従業員等の派遣要請	派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること
その他の経済上の利益提供要請	発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること
受領拒否	取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること
返品	展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること
支払遅延	社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと
減額	商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと
取引の対価の一方的決定	自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること
やり直しの要請	商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合によりあらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること

中小受託取引適正化法

(施行日 令和8年1月1日)

- 「下請」という言葉が持つ従属的なイメージからの脱却
- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

「下請代金支払遅延等防止法」



「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

略称：「中小受託取引適正化法」

通称：「取適法」

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

「下請」等の用語の見直し

● 法律の名称

「下請代金支払遅延等防止法」

▶ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

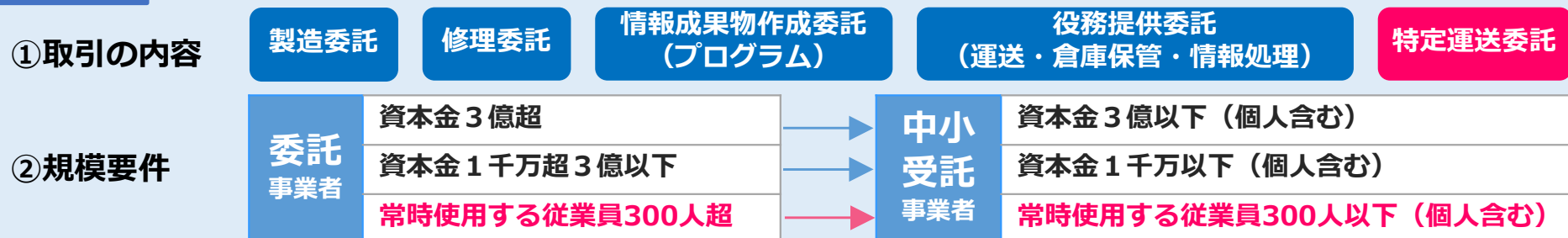
（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

● 用語

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

法目的 中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引



義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

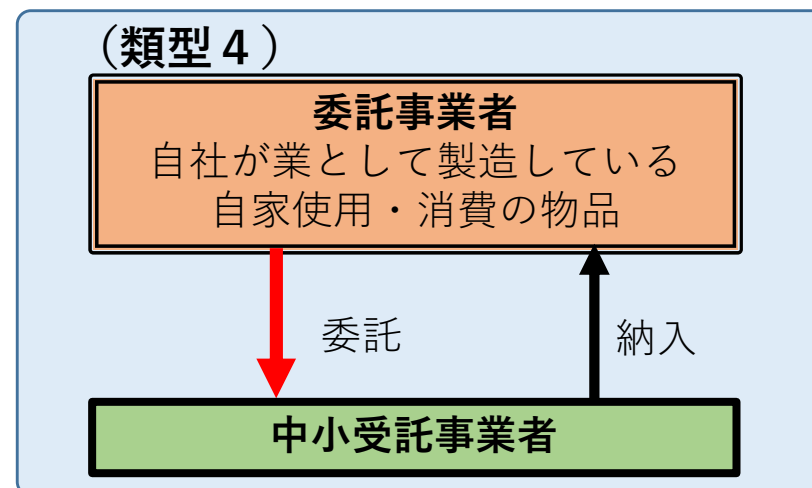
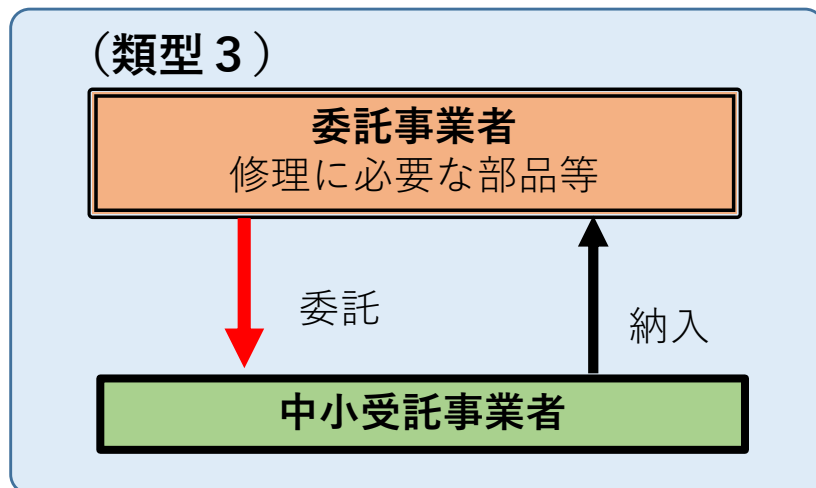
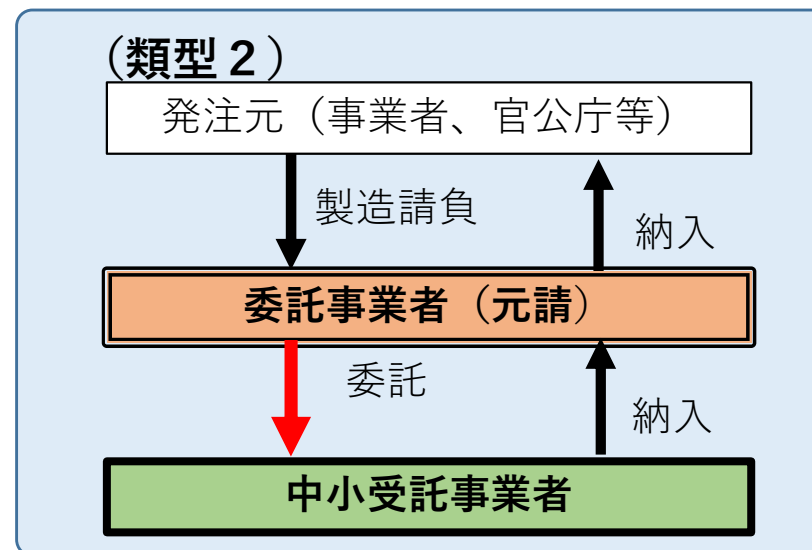
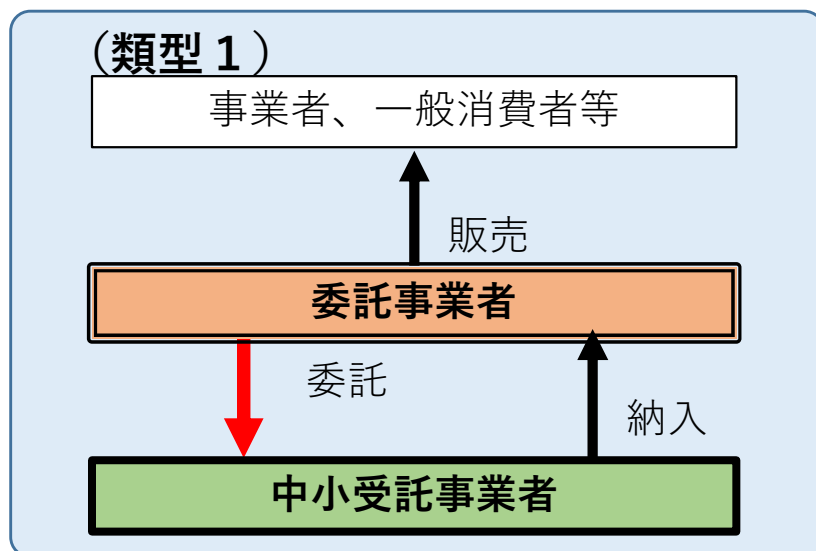
不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置 公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者にも物品の製造や加工などを委託すること

※「物品」とは有体物をいう（運用基準）。



※  が取適法の対象となる取引

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

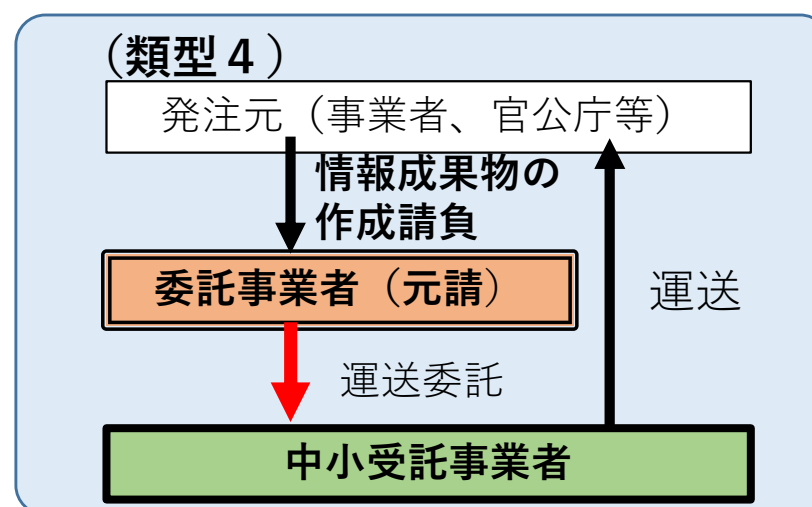
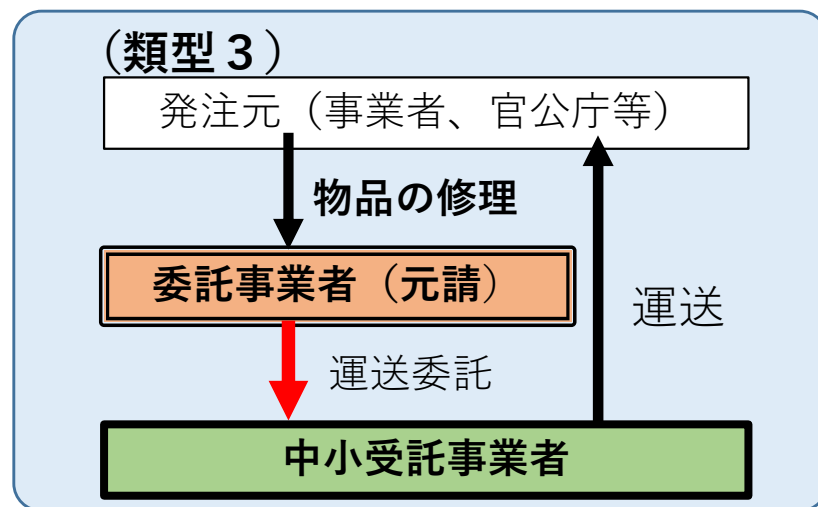
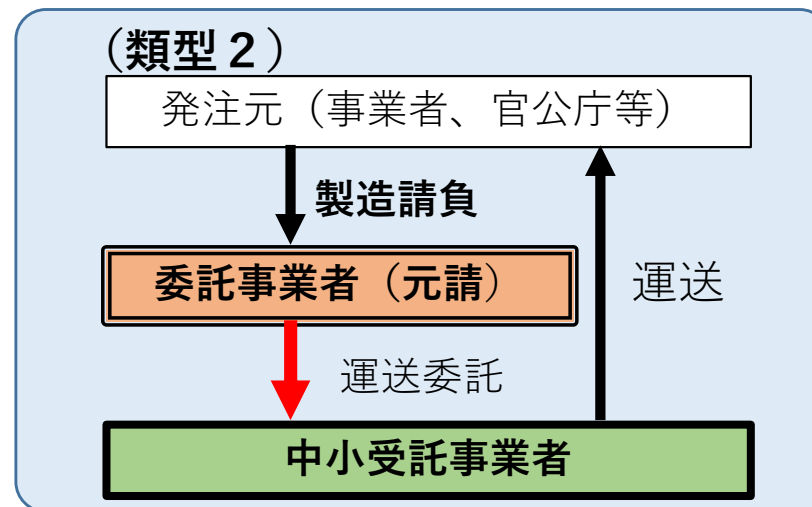
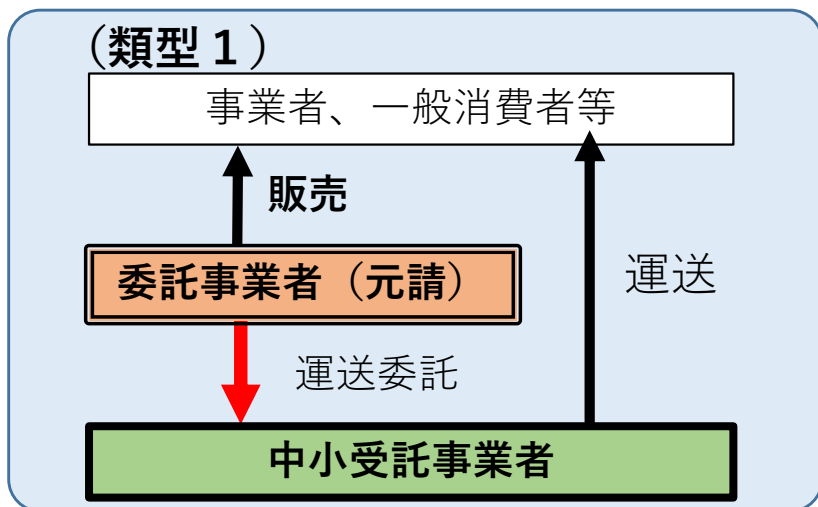
- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託すること



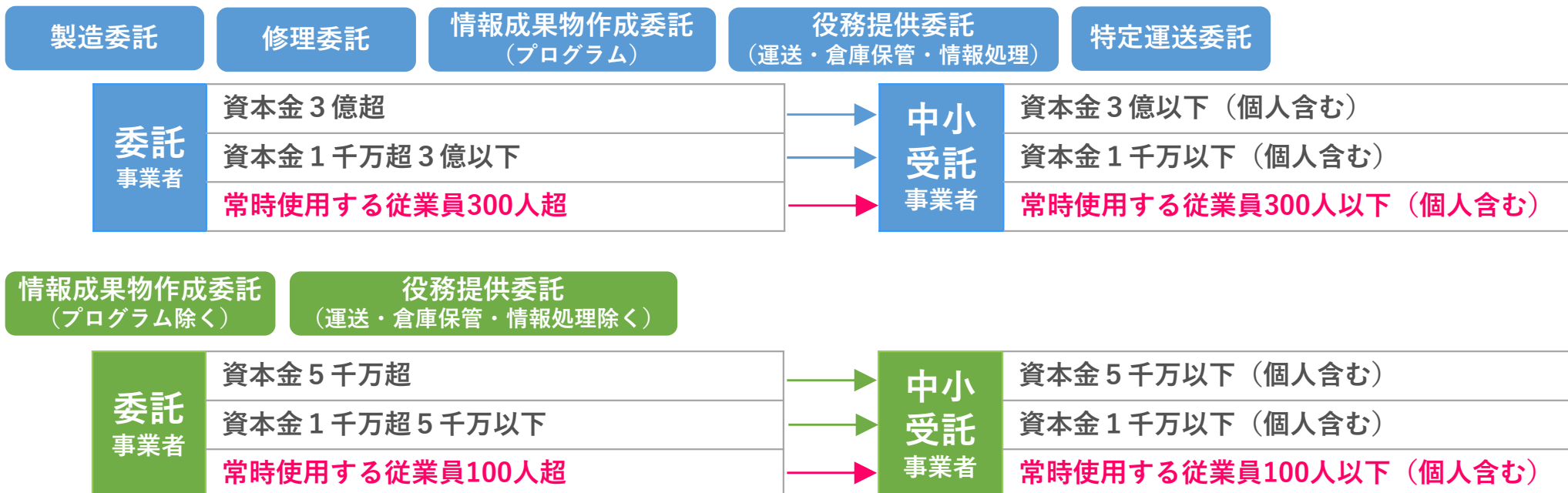
※  が取適法の対象となる取引

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例**がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする**。



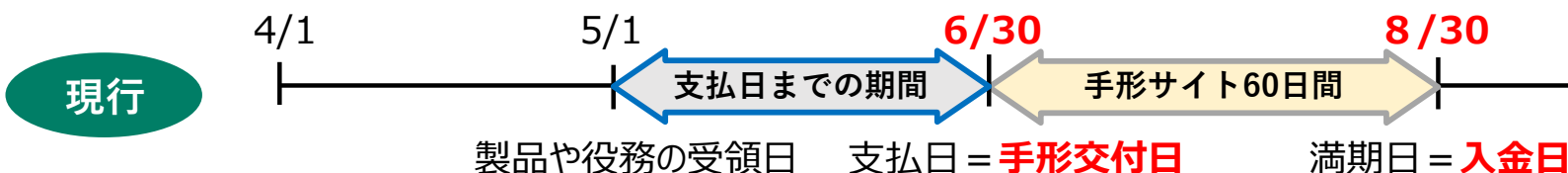
改正理由

- 支払手段として手形等を用いる ことにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

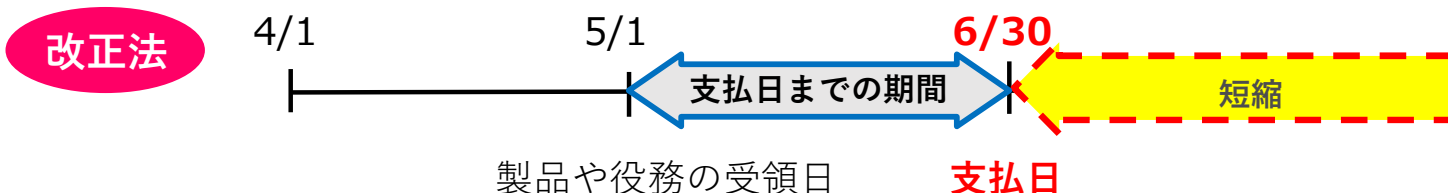
改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

支払遅延に該当



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間 **【120日】**



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間 **【60日】**

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

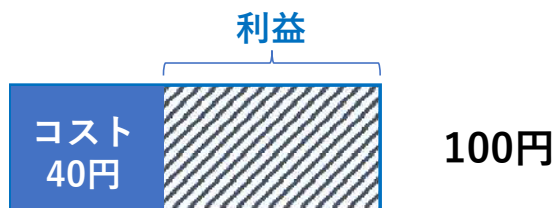
- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価

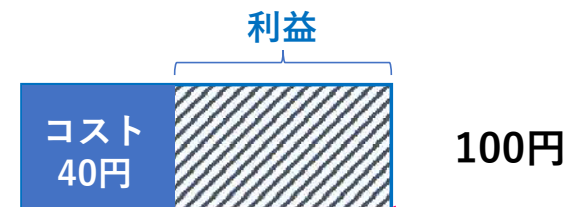


改正法

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価

※コストアップに見合わない引上げ幅

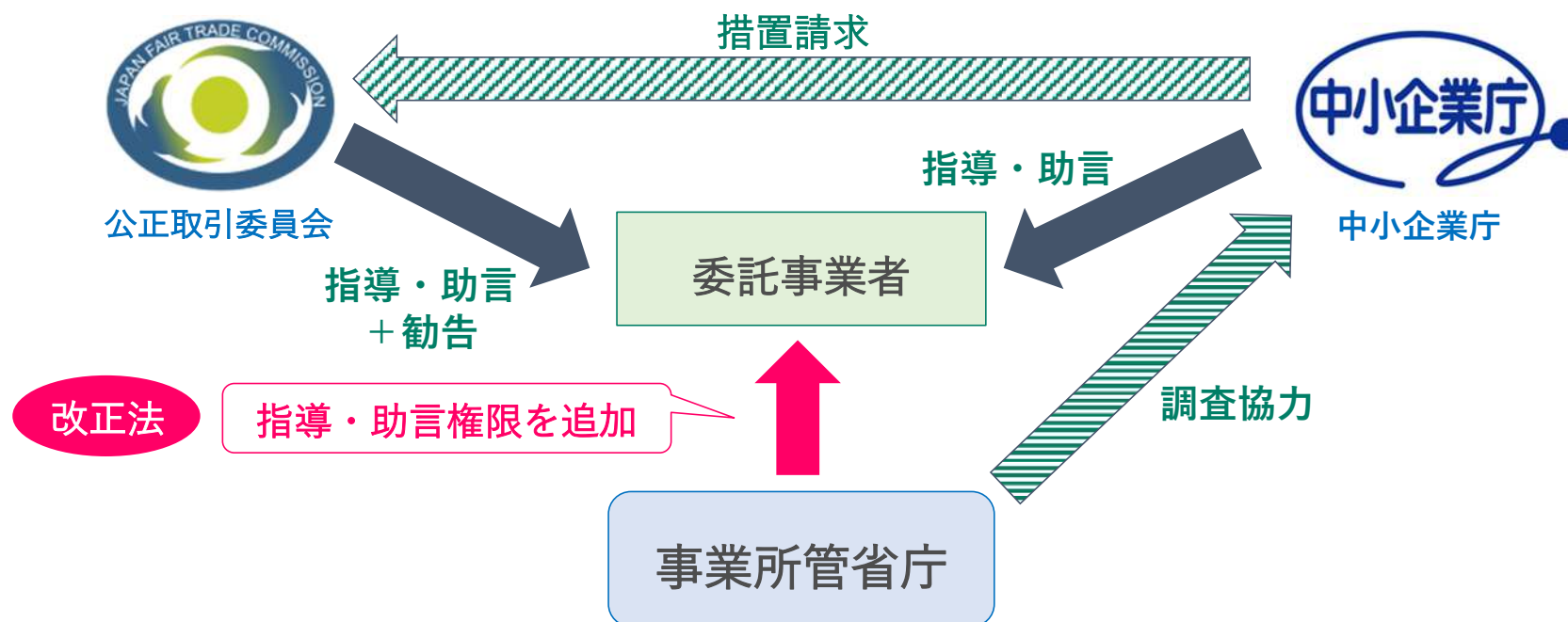


改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



1 概要

- 取引適正化を進めるためには、**実効性のある規制強化とともに、法執行の強化が不可欠**であり、政府一丸となって**面的執行を強化**していく必要がある。
- 令和8年1月1日に施行される取適法では、公正取引委員会及び中小企業庁に加えて、**事業所管省庁も取適法に基づく指導・助言が可能**となった。
- 取適法執行のノウハウを有する公正取引委員会が、事業所管省庁に対して、主導的に法執行の連携を図り、**「執行連携」**を推進。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

「下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、（略）中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。」

2 具体的な取組

関係省庁連絡会議

執行業務のノウハウの共有などを行い、事業所管省庁との連携を図るための関係省庁連絡会議を開催（第1回：令和7年10月）

事業所管省庁向け研修

事業所管省庁において取適法執行の実務を担う職員向けに、取適法の執行業務のノウハウを盛り込んだ**マニュアルを配布**し、取適法施行までに、対面（2回）及び録画配信により集中的に研修を実施

個別の事業所管省庁との連携

取適法施行に向けて、国土交通省をはじめとした事業所管省庁と**周知広報**でも連携した取組を実施（例：国土交通省との合同荷主パトロール等）

定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁は、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。

また、勧告が行われた場合は、その旨を公表することとしています。

事業所管省庁による指導も行われます。 改正により追加!

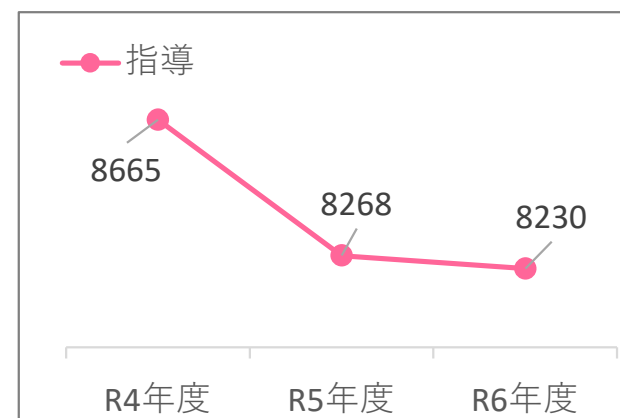
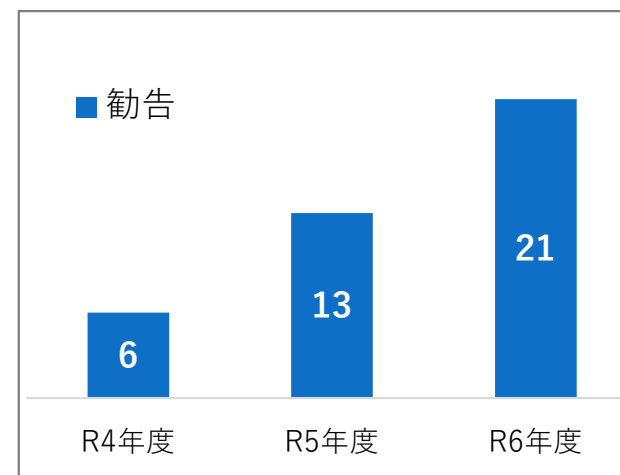
勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

最高50万円の罰金が科せられます。

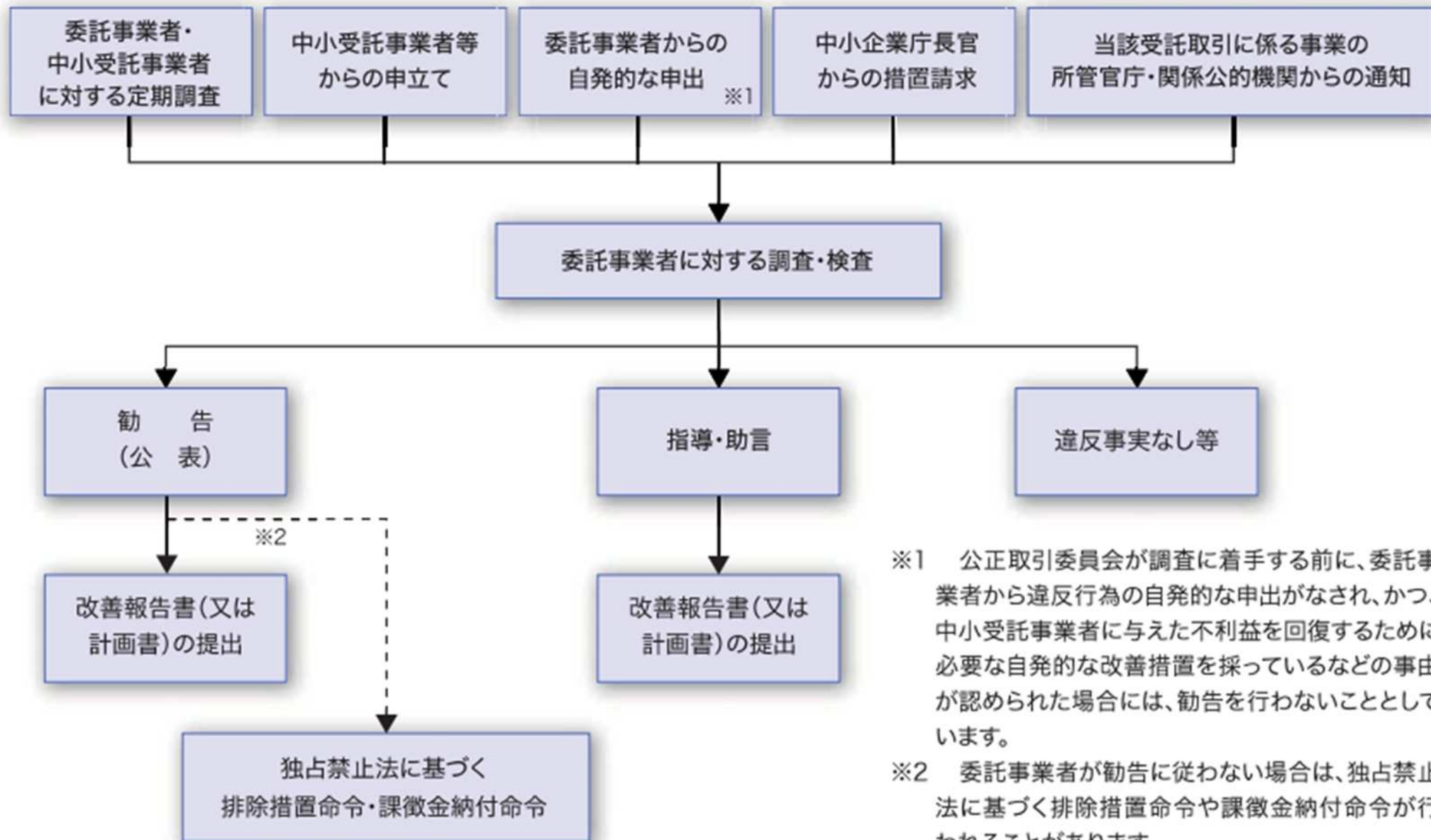
委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等の書面又は電磁的方法*による明示義務違反
- ※ 電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。
- 取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

R7年度書面発送数	365,000名
親事業者	65,000名
下請事業者	300,000名



取適法の事件処理フローチャート



労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針

内閣官房・公正取引委員会

令和5年11月29日 策定
令和8年1月1日 改正

労務費転嫁指針

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1,2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

① 本社（経営トップ）の関与

① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③ その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

② 発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

① 相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談**するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**価格交渉の申込み様式（例）**を活用することも考えられる。

② 根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料**を用いること。

③ 値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

① 定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

公正取引委員会ホームページ
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenga.html



■ 取引適正化サイト



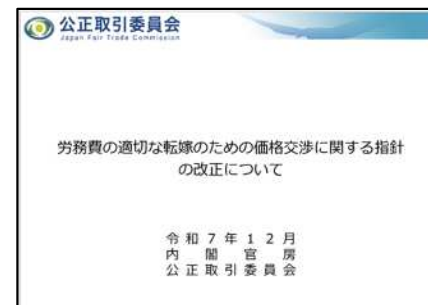
■ 取適法特設サイト



■ 動画サイト



■ パンフレット



取適法相談窓口

公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課
TEL 03-3581-3375
〒105-0001東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所 取引適正化調査課

TEL 011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎

東北事務所 取引適正化調査課

TEL 022-225-8420

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

中部事務所 取引適正化調査課

TEL 052-961-9424

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館

近畿中国四国事務所 取引適正化調査課

TEL 06-6941-2176

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館10階

中国支所 取引適正化調査課

TEL 082-228-1520

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎第4号館

四国支所 取引適正化調査課

TEL 087-811-1758

〒760-0019 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎南館8階

九州事務所 取引適正化調査課

TEL 092-431-6032

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎別館

沖縄総合事務局総務部 公正取引課

TEL 098-866-0049

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館6階

不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口

0120-060-110

オンライン窓口

独占禁止法違反被疑事実に関する申告

取適違反被疑事実に関する申告

買ったたきなどの親事業者に関する情報提供（匿名可）

労務費の転嫁に関する情報提供（匿名可）

